

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 番 号	R7-02	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)			(所在地)			
									江府町長 白石 祐治			鳥取県日野郡江府町大字江尾1717-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	日野郡 江府町	857-1	145	B	山林	1.2420	スギ	71	2026.4.1	10年 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
2	日野郡 江府町	884	145	F	山林	1.0879	スギ	61・86	2026.4.1	12年 2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
3	日野郡 江府町	900	145	F	山林	0.5482	スギ	61・69	2026.4.1	12年 2038.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
4	日野郡 江府町	932	146	B	山林	0.6846	スギ	64	2026.4.1	11年 2037.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
5	日野郡 江府町	953	146	D	山林	0.8623	スギ	63・68	2026.4.1	11年 2037.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
6	日野郡 江府町	956	146	D	山林	0.8504	スギ	63・68	2026.4.1	11年 2037.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
7	日野郡 江府町	989	146	D	山林	0.8514	スギ	68	2026.4.1	10年 2036.3.31	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照		
8															
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	日野郡 江府町	857-1	145	B	山林	1.2420	スギ	71					
2	日野郡 江府町	884	145	F	山林	1.0879	スギ	61・86					
3	日野郡 江府町	900	145	F	山林	0.5482	スギ	61・69					
4	日野郡 江府町	932	146	B	山林	0.6846	スギ	64					
5	日野郡 江府町	953	146	D	山林	0.8623	スギ	63・68					
6	日野郡 江府町	956	146	D	山林	0.8504	スギ	63・68					
7	日野郡 江府町	989	146	D	山林	0.8514	スギ	68					
8													
9													
10													

  

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住 所 (同上) 江府町長 白石 祐治	印
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住 所 (同上) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	印

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採（切捨て間伐）を実施する。

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。  
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
① 日野郡 江府町	857-1	145	B	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1～2回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	884	145	F	
	900	145	F	
	932	146	B	
	953	146	D	
	956	146	D	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
	日野郡 江府町	857-1	145 B	
	日野郡 江府町	884	145 F	
	日野郡 江府町	900	145 F	
	日野郡 江府町	932	146 B	
	日野郡 江府町	953	146 D	
	日野郡 江府町	956	146 D	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

**(経営管理実施権が設定されない場合) ⇒ 市町村経営管理事業**

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

集積計画：R7-02

森林の所在及び状況							
大字	字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	樹種	相対幹距比	森林の施業
洲河崎	桑ノ貝市	857-1	山林	12,420	スギ	15.35	要間伐
洲河崎	向大峠	884	山林	10,879	スギ	14.99	要間伐
洲河崎	道ウ子上平	900	山林	5,482	スギ	14.93	要間伐
洲河崎	大マキノソ子	932	山林	6,846	スギ	14.05	要間伐
洲河崎	芳ヶ谷	953	山林	8,623	スギ	13.19	要間伐
洲河崎	芳ヶ谷	956	山林	8,504	スギ	13.29	要間伐
洲河崎	丸ウ子	989	山林	8,514	スギ	12.66	要間伐

※相対幹距比とは：立木の混み具合を表した数値で、17以下は間伐が必要な森林

